

ROBOGATO FUTSAL CLUB 規約

【第1条】 <名称>

本クラブの名称は、『ROBOGATO FUTSAL CLUB (ロボガトフットサルクラブ)』とする。

【第2条】 <目標>

本クラブでは西三河、及びその周辺地域におけるフットサルの普及と振興をはかり、またクラブ生個々の

『スポーツを通じ得られる、和と感謝』、『人間力を高め、変化し続ける社会の中で生き抜くための力を培う、心の成長』、

『世界で通用する技術の習得と日本一のチーム』を目標とする

【第3条】 <構成>

小学1年生から高校3年生で、保護者の同意を得た、健康な男女。

【第4条】 <入会の資格>

本クラブの趣旨に賛同し、指導内容について等全てを一任する。

本クラブの規約を厳守する者で、本クラブが入会に適すると認めた者とする。

【第5条】 <入会の手続き>

本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに基づき本クラブに申し込みを行う。

また、入会は随時受け付けるものとし、受講開始日を入会日とする。

【第6条】 <会費等>

会費は別に定められた入会金、年会費、月会費を納入しなければならない。

入会時に入会金、年会費、月会費を合わせて支払うものとする。

一旦納入した入会金、年会費、月会費は、理由の如何に問わず返金しない。

【第7条】 <会費納入方法>

会費は毎月月謝袋に入れ所属コーチに渡す。

【第8条】 <会費の滞納>

会員が会費の納入を2ヵ月を超えて怠った場合、その会員に対する指導を停止、または強制的に退会させる事が出来る。

【第9条】 <退会>

退会する者は、その退会の月の前月の15日までにコーチに伝え手続きをしなければならない。

退会届の提出が無い場合は活動中とみなし、クラブへの参加の有無に関わらず月会費を全額請求する。

【第10条】 <休会>

休会する者は、休会する月の前月15日までに既定の休会手続きをコーチにしなければならない。

休会の期限は6ヶ月を限度とし、期間を過ぎた場合は退会とみなします。その際には、休会手続きを退会届として代用します。

【第 11 条】　《除名》

本クラブの活動に支障をきたす者として判断したものは、本クラブから除名できる。

除名を決定する一切の権限は本クラブに有り、それに対しての意義は申し立て出来ず、また受け付けない。

【第 12 条】　《保険》

クラブ生は全員『スポーツ安全保険』に加入する。　保険加入手続きは本クラブが行ない、加入料は会員が負担する。

クラブ活動中及び往復途中の事故に対しての補償は加入する保険の約定の範囲内で対処する。

クラブ活動中及び往復途中の事故に対し **ROBOGATO FUTSAL CLUB**、指導者は一切の責任を負わない。

【第 13 条】　《免責事項》

会員は、本クラブにおける盗難、傷害、車送迎中、その他の事故について本クラブに対して何らかの賠償請求をすることはできず、

本クラブも一切の賠償を行わないものとする。

【第 14 条】　《規約の改正》

本クラブは必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に定めのない事項について細則を定めることができる。

【第 15 条】　《個人情報》

入会時に入会申込書に記載された個人情報は、本クラブの運営、活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。

本クラブ活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとします。

これは、本クラブの広報活動や活動記録のために、ホームページやその他の媒体、資料などに使用されることがあります。

ご入会の際は予めご了承ください。

【第 16 条】　《施行》

本規約は、14 条《規約の改正》に基づき改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。